

# 鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領の運用指針

## 1 趣旨

この運用指針は、鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領（以下「実施要領」という。）に定める優良工事表彰、優良業務表彰及び優秀技術者表彰の選定について必要な事項を定める。

## 2 表彰の対象

- (1) 優良工事表彰の対象工事は、農政部が所管する公共事業の工事のうち、県及び地域振興公社が発注する工事とするが、建築物は表彰対象から除外する。
- (2) 優秀技術者表彰の対象者は、対象工事の監理技術者又は主任技術者とする。
- (3) 優良業務表彰は鹿児島県農政部委託業務成績評定をしている業務とする。

## 3 推荐基準

### (1) 優良工事表彰

- ① 対象工事は、表彰を行う年度の前年度に完成した工事であること。
- ② 施工者は、原則として県内に本店を有する業者であること。
- ③ 鹿児島県工事成績評定の総合評定が80点以上の工事であること。
- ④ 工事全体の出来栄えが良好で、現場運営等が優れていること。また新しい施工技術の導入を図るなど創意工夫に努めていること。
- ⑤ 工事施工に当たって「農業土木工事施工管理基準」及び「農業土木工事施工管理基準実施要領」に基づく施工管理が特に優れていること。
- ⑥ その他特筆すべきもの。

### (2) 優秀技術者表彰

- ① 監理技術者又は主任技術者であること。
- ② 現場運営、施工管理技術等が優れていること。
- ③ 工事施工に際し良心的で熱意があり、かつ技術研究が旺盛であること。
- ④ 技術者の指導育成に努めていること。
- ⑤ 安全・衛生の向上に貢献していること。
- ⑥ 新しい施工技術の導入、施工の効率化、低コスト化、環境に配慮した工法、地域住民との交流の配慮等の成果をあげていること。
- ⑦ 鹿児島県工事成績評定の総合評定が80点以上の工事であること。
- ⑧ 原則として、県内に本店を有する建設業者に属する技術者であること。

### (3) 優良業務表彰

- ① 対象業務は、表彰を行う年度の前年度に完了した業務であること。
- ② 鹿児島県農政部委託業務成績評定の総合評定点が80点以上の業務であること。
- ③ 技術の内容（条件設定、検討内容、検討手法）や報告書（図面、調書等）が的確であること。
- ④ 表彰対象は、原則として県内に本店を有するものであること。

## 4 推荐書類

(1) 各地域振興局並びに各支庁の農林水産部長（以下「各所属の長」という。）は、前記選定基準3の(1), (2)又は(3)に該当するものを、別紙（推薦枠）に定められた範囲内で推薦できるものとする。

（但し、優良工事候補と優秀技術者候補の対象工事は重複が可、但し推薦数はそれぞれカウントする）

(2) 提出期限は下記のとおりとする。

各地域振興局 5月下旬 熊毛・大島支庁 6月下旬

## 5 審査委員会の会議

- (1) 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- (2) 審査委員会は、委員の3分2以上の出席により会議を開くことができる。
- (3) 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。
- (4) 審査委員会の運営に関し、その他必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

## 6 被表彰者の決定

審査委員会は、各所属の長から提出のあった各推薦書及び関係書類等を審査して、表彰に値する優良工事、優良業務及び優秀技術者を次により選定する。

- 1) 優良工事業者9社以内、優良業務1業務以内及び優秀技術者9名以内。
- 2) 優良業務の地域振興局・各支庁農林水産部長等表彰は、2業務以内。
- 3) 該当のない場合も可とする。

## 7 表彰者

表彰者は農政部長とする。

但し、優良業務の地域振興局・各支庁農林水産部長等表彰は、各関係部長。

## 8 表彰に関する事務

表彰に関する事務は、農政部工事監査において処理する。

### 付 則

この運用指針は、平成18年3月16日から施行する。

平成19年 4月 1日一部改正  
平成20年 4月 1日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成21年 6月 22日一部改正  
平成25年 3月 1日一部改正  
平成25年11月 1日一部改正  
平成28年 3月 1日一部改正  
平成30年 5月 17日一部改正  
令和 2年 4月 1日一部改正

### 別 紙 (推薦枠)

所 属 名	被 表 彰 者 推 薦 枠		
	優 良 工 事	優 良 業 務	優 秀 技 術 者
鹿児島地域振興局	1 社 以 内	1 業 務 以 内	1 名 以 内
南薩地域振興局	1 社 以 内	1 業 務 以 内	1 名 以 内
北薩地域振興局	1 社 以 内	1 業 務 以 内	1 名 以 内
姶良・伊佐地域振興局	1 社 以 内	1 業 務 以 内	1 名 以 内
大隅地域振興局	2 社 以 内	1 業 務 以 内	2 名 以 内
熊毛支庁	1 社 以 内	1 業 務 以 内	1 名 以 内
大島支庁	2 社 以 内	1 業 務 以 内	2 名 以 内
計	9 社 以 内	7 業 務 以 内	9 名 以 内